

中小企業様対象の 補助金制度のご紹介

ものづくり補助金

10次締切(2022年5月11日(水))に向けて
一般型のみ(グローバル展開型は含まず)

2022年2月-ver.2
野本中小企業診断士事務所

目次

1. 補助金とは？
2. 令和3年中小企業支援3補助金
3. ものづくり補助金
4. その他の補助金
5. 弊社支援内容
6. 質疑応答

変更履歴

1. 変更履歴を追加
2. Ver2:P19グリーン枠修正

1. 補助金とは？

- 補助金とは、国や都道府県、市町村などの地方自治体が民間企業のために支出する支援金(税金より支出)。
- 事業所のある自治体に申請(内容、申請書も異なるので要注意)。
- 返済義務はありません(業績等により返済の可能性あり)。
- 経済産業省関係が**補助金**、厚生労働省関係が**助成金**と呼ばれる場合がありますが、助成金は資格要件を満たせば受けられることが補助金とは大きく異なります。

1. 補助金とは？

- 毎年予算が決まっており、内容によって精査されます(例:ものづくり補助金の**採択率は40~50%前後**→S7参照)。
- 事業計画等を提出するなど、補助金を使った投資等がどのように企業業績や業界、社会に影響するかを訴える必要があります。
- 申請→採択→**投資(自社のお金で)**→投資を証明する書類の提出→補助金入金

2. 令和3年度中小企業支援3補助金

□ 中小企業の生産性革命を応援します！

□ <https://seisansei.smrj.go.jp/#n01>

中小企業の生産性革命を応援します！

ものづくり補助金	持続化補助金	IT導入補助金
中小企業等が行う革新的なサービス開発・試作品開発生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む経営戦略の取組等を支援します。	中小企業等が行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。
PDF 図	PDF 図	PDF 図
公募要領・お申込み先	公募要領・お申込み先	公募要領・お申込み先
<ul style="list-style-type: none"> ■ものづくり補助金 事務局：ものづくり補助金事務局 【一般型（特別枠）】 【事業西側枠を含む】	<ul style="list-style-type: none"> ■持続化補助金 事務局（協働工地区分） ：全国協働工地区分 【一般型（事業西側枠を含む）】 【コロナ特別対応型（事業西側枠を含む）】	<ul style="list-style-type: none"> ■IT導入補助金 事務局：サービス啓発生産性向上 【IT導入支援事業事務局】

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

5

2. 令和3年度中小企業支援3補助金

portal.monodukuri-hojjo.jp

ものづくり・販売・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後競争力にむけて取り組んで頂きたい生産能力強化や設備投資等の取組を、真上げ、インボイス導入等、海に開くため、中小企業・小規模事業者等が取り組む課題解決（サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善）を支援するための設備投資等を支援するものです。

今般、2次取組においても、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、速やかに対応し、補助金を引き上げ、従業員を補助対象とした「特別枠」を設け、優先的に支援します。さらに、無償でのガイドラインに基づいた経営改善支援の取組を行う場合は、補助額、上記より2倍増額（事業再開枠）で支援いたします。

事業再開枠の取組を含めた「事業再開パッケージ」の概要はこちら▶[経営改善のニュースリリース](#)

「ものづくり・販売・サービス生産性向上促進補助金（一般型）」の申請をご検討の事業者の方は、公募要領（一般型（特別枠含む））の内容をご確認ください。

申請方法は、インターネットを利用した「電子申請」となります。

電子申請システムを利用するためには、事前に「gBizIDプラットフォーム」の取得が必要です。「gBizIDプラットフォーム」をお持ちでない事業者の方は、事前にgBizIDの取得申請をお願いします。（ロゴをクリックすると、gBizIDのページに移動します。）

※ものづくり補助金事務局サポートセンターでは、gBizIDの新規取得等に際するお問合せには、対応いたしませんので、ご了承ください。（gBizIDの新規取得情報につきましては、gBizIDの事務局へお問い合わせください。）

<ビジネスモデル構築のご紹介>
 中小企業に必要とされる経営革新のための設備投資等を支援する（一般型）とは異なり、30名以上の中小企業の革新的な事業計画策定を支援する補助サービス対象企業を対象とした取組となります。

ビジネスモデル構築型の取組をご検討の方は、こちらの公募要領をご確認ください。

gBizID

公募要領・よくあるご質問（一般型） / 【中小企業者向け】

330件以上の公募やご質問の方は、こちらの公募要領を確認の上、申請してください。

公募要領の内容を整理まとめた「概要集」です。応募をご検討の際は、「公募要領（一般型（特別枠含む））」（330件）を必ずご確認ください。

ものづくり補助金事務局サポートセンターにお問合せいただいた内容のうち、よくあるご質問をまとめたものです。サポートセンターへお問い合わせの際は、事前にこちらをご確認ください。

電子申請システムに入力いただく項目・内容を記載したものです。

※申請方法は、申請の順にご案内いただくためのものであり、申請の順にシステムへの入力が必要となります。

公募要領（一般型（特別枠含む））（330件）	公募要領（一般型（特別枠含む））（330件）	よくあるご質問	申請書式1（申請用紙）（330件）
申請締切日：6/11(月)	申請締切日：5/21(金)	申請締切日：5/27(木)	申請締切日：5/27(金)

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

6

ものづくり補助金の採択率推移

年度	公募期間	申請数	採択数	採択率	
H27年度補正	1次募集	~2016/4/13	24,011	7,729	32.2%
	2次募集	~8/24	2,618	219	8.4%
H28年度補正	1次のみ	~2017/1/17	15,547	6,157	39.6%
H29年度補正	1次募集	~2018/4/27	17,275	9,518	55.2%
	2次募集	~9/10	6,355	2,417	38.9%
H30年補正	1次募集	~2019/5/8	14,927	7,468	50.0%
	2次募集	~9/20	5,876	2,063	35.1%
H31年補正 =2020年~	1次募集	~2020/3/31	2,287	1,429	62.5%
	2次募集	~5/20	5,721	3,267	57.1%
	3次募集	~8/3	6,923	2,637	38.1%
	4次募集	~12/8	10,041	3,132	31.2%
	5次募集	~2021/2/22	5,139	2,291	44.6%
	6次募集	~5/13	4,875	2,326	47.7%
	7次募集	~8/17	5,414	2,729	50.4%
	8次募集	~2022/1/12	4,584	2,753	60.1%

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金①

- 主旨
- 中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い生産性を向上させるための設備投資等を支援します。
- 政策の方向性
 - ・賃金の増加/雇用の増加
 - ・GDPの増加⇒付加価値の増加⇒営業利益+人件費+減価償却費(投資)⇒生産性向上
 - ・事業承継/M&A
 - ・DX
 - ・グリーン/環境/脱炭素
 - ・SDGs

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

8

3. ものづくり補助金②

- 公募期間
- 第10次公募(2022年度①):一般型募集

	月日	時間	備考
公募開始	2022年2月16日(水)	17時～	電子システムへの入力はまだ不可
申請受付	2022年3月15日(火)	17時～	電子システムへの入力開始時間
募集締切	2022年5月11日(水)	17時	17時までに電子システムで入力終了
採択決定	2022年7月中旬予定		

10次公募以降の公募予定

	応募締切予定日	申請の受付
2022年②	未定	未定
2022年③	未定	未定

- 採択されなかった場合、次回以降の公募に再度応募が可能。

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

9

3. ものづくり補助金③

- 補助対象者:中小企業者(以下の資本金または従業員数に適合)

業種	資本金(以下)	従業員数(以下)	小規模事業者業種	従業員数(以下)
製造・建設・運輸業	3億円	300人	製造業その他	20人
卸売業	1億円	100人		
サービス業	5,000万円	100人	商業・サービス業	5人
小売業	5,000万円	50人		
ソフトウェア・情報サービス業	3億円	300人	(参考)税法上の中小企業 資本金1億円以下	
旅館業	5,000万円	200人		

- 特定事業者の一部:資本金額が10億円以下かつ以下の従業員数以下

業種	従業員数(以下)
製造・建設・運輸業	500人
卸売業	400人
サービス業・小売業(ソフトウェア、情報処理、旅館業を除く)	300人
その他	500人

3. ものづくり補助金④

- **補助外対象者**:公募要領P5～7、P13
- 医療法人、社会福祉法人等
- 大企業が出資(①総株式枚数又は総額の2分の1以上を同一の大企業、②同3分の2以上を複数の大企業)、もしくは役員の2分の1以上を派遣、もしくは上記①②の条件の中小企業に所有されている場合は、「みなし大企業」となり応募できません。
- 締切日の10カ月以内、又は過去3年間に2回以上交付決定を受けた事業者は申請対象外になります。
- 重複案件:議決権を50%超持つ子会社・孫会社等は親会社と、**個人が複数会社の議決権を50%超持つ場合も全て同一会社とみなされ複数社申請時には不採択**となります。

3. ものづくり補助金⑤

□ 補助内容

タイプ		補助上下限額	補助率
一般型	通常枠	革新的製品・役務の開発、生産プロセス等の改善に必要な設備・システム投資を支援	小規模/再生: 2/3 中小: 1/2 2/3
	回復型質上・雇用拡大枠	業況が厳しいながら質上・雇用拡大に取り組む事業者対象(内容は通常型同様)	
	デジタル枠	DXに資する場合対象(同上)	
	グリーン枠	温室効果ガスの排出削減の場合対象(同上)	5人以下: 1,000万円 20人以下: 1,500万円 21人以上: 2,000万円
グローバル展開型	海外事業の拡大・強化を目的とした場合(同上):①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業	3,000万円 (1,000万円)	小規模: 2/3 中小: 1/2

3. ものづくり補助金⑥

- 再生事業者について: 以下の要件を満たす事業者一別紙4参照
- 中小企業再生協議会等から支援を受け、応募申請時において以下に該当する。
 - ①再生計画等を策定中
 - ②再生計画等を作成済、かつ応募締め切り日から遡って3年以内に再生計画等が成立
- 再生支援者の例:
 - ・中小企業再生支援協議会、及び出資した中小企業再生ファンド
 - ・独立行政法人中小企業整備基盤機構
 - ・産業復興相談センター
 - ・(株)整理回収機構
 - ・(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)
 - ・事業再生ADR事業者
 - ・「私的整理に関するガイドラインに基づいた場合」

13

3. ものづくり補助金⑦

- 対象物
- 単価50万円(税抜)以上の設備投資(①)+付帯費用(②~⑧)

	項目	具体例	備考
①	機械装置・システム構築費	・機械・装置、工具・機器等の購入、製作、借用に係る費用 ・専用ソフトウェア、情報システムの購入、構築、借用に係る経費	設置場所の整備工事、基礎工事は含まず
②	技術導入費	知的財産権等の導入に係る費用	上限: 対象経費の1/3
③	専門家経費	専門家に対する費用	上限: 対象経費の1/2
④	運搬費	機械・装置等の運搬料等に係る費用	
⑤	クラウドサービス利用費	クラウドサービス利用に係る費用	補助事業期間内のみ
⑥	原材料費	試作品開発のための原材料等の費用	
⑦	外注費	加工、設計、検査等を外注する費用	上限: 対象経費の1/2
⑧	知的財産等関連経費	②の導入のための弁理士等への費用	上限: 対象経費の1/3

14

3. ものづくり補助金⑧

□ 基本要件①

(1)「中小サービス事業者の生産性向上のためのサービスガイドライン」

付加価値の 向上 ・誰に ・何を ・どうやって	新規顧客層への展開	商圏の拡大	
	独自性・独創性の発揮	ブランド力の強化	顧客満足度の向上
	価値や品質の見える化	機能分化・連携	IT利活用
効率の向上	サービス提供プロセスの改善		IT利活用

(2)「中小ものづくり高度化法」に基づく特定12分野

デザイン	情報処理	精密加工	製造環境
接合・実装	立体造形	表面処理	機械制御
複合・新機能材料	材料製造プロセス	バイオ	測定計測

15

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑨

□ 基本要件②

(1)以下の要件を満たす3～5年の事業計画を策定していること。

- ①事業計画期間において、**給与支給額を年率平均1.5%以上増加**
(被用者保険の適用拡大の対象となる企業が制度改革に先立ち
任意適用する場合は年率平均1%以上)
- ②事業計画期間において、**事業場内最低賃金(事業者内で最も安い
賃金)を地域最低賃金+30円以上の水準にする**
- ③事業計画期間において、**事業者全体の付加価値額を年率平均
3%増加**(付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費)

(2)交付決定日から10カ月以内(補助事業期間)(もしくは採択発表日
から12カ月以内)に発注、納入、研修、支払い等の全ての手続きが終了
すること。

16

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑩

□ 個別申請要件

(1)回復型賃上・雇用拡大枠一公募要領P10

- 前年度の事業年度の課税所得がゼロ
- 常時使用する従業員がいること
- 補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、給与支給総額、事業場内最低賃金の増加目標を達成すること

3. ものづくり補助金⑪

(2)デジタル枠一公募要領P10

- 次の①又は②に該当する事業であること
 - ①DXに資する革新的な製品・サービスの開発
 - ②デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善
- 経済産業省が公開するDX推進指標を活用して、DX推進に向けた状況や課題に対する認識を共有する等自己診断を実施するとともに、自己診断結果を応募締め切り日までに独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に対して提出していること <https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>
- IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★1つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を行っていること <https://security-shien.ipa.go.jp/security/>



3. ものづくり補助金⑫

(3)グリーン枠—公募要領P11

- 次の①又は②に該当する事業であること
 - ①温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発
 - ②炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善
- 3～5年の事業計画期間内に、事業場又は全社全体での炭素生産性を年率平均1%以上増加する事業である
- これまで自社にて実施してきた温室効果ガス排出削減の取り組みの有無を示すこと
⇒【様式2】炭素生産性向上計画及び温室効果ガス排出削減の取組状況提出

- 経済産業省関連ページ
https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html
- 炭素生産性向上の算定
 - ①付加価値額： 千円
 - ②CO2排出量： t/CO2
 - 【炭素生産性】：①÷②＝

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑬

- 加点点要件(最大6項目—デジタル枠7項目)
 - (1)成長性加点点:有効な期間の経営革新計画の承認を取得(S21参照)
 - (2)政策加点点:①創業・第二創業間もない企業(5年以内)
 - ②パートナーシップ構築宣言を行っている企業(S20参照)
 - ③再生事業者(S13参照)
 - ④デジタル技術の活用及びDX推進の取組状況【様式3】:デジタル枠のみ
 - (3)災害加点点:有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得(S22参照)
 - (4)賃上げ加点点:
 - ①事業計画期間において給与支給総額を年率平均2%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域最低賃金+60円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者
又は事業計画期間において給与支給総額を年率平均3%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域最低賃金+90円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者
 - ②被用者保険適用拡大の対象となる企業で制度改革に先立ち任意適用に取組む場合

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑭

□ 経営革新計画(都道府県によって申請先が異なります)

- (1) 中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。計画策定を通して現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できるほか、国や都道府県に計画が承認されると様々な支援策の対象となります。
- (2) 経営の相当程度の向上と様々な支援策

計画期間	条件① 「付加価値額」又は 「一人当たりの付加 価値額」の伸び率	条件② 経営利益の 伸び率
3年計画	9%以上	3%以上
4年計画	12%以上	4%以上
5年計画	15%以上	5%以上

- 日本政策金融公庫による低利融資制度 - 新事業活動促進資金・新事業育成資金 -
- 中小企業信用保険法の特例 - 普通保証等の別枠設定等 -
- 海外展開事業者への支援制度 - 現地子会社の資金調達等 -
- 中小企業投資育成株式会社法の特例 (投資の特例)
- 特許関係料金 (審査請求料、特許料) 減免制度 など



<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/keiei/kakushin/>

21

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑮

□ 事業継続力強化計画

□ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

- (1) 中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。
- (2) 記載項目と支援策

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順 (安否確認、被害の確認・発信手順等) 策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
- ※ 自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制 (経営層のコミットメント)。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合) 連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金 (ものづくり補助金等) の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

- 中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表
- 認定企業にご活用いただけるロマーク (会社案内や名刺で認定のPRが可能)



22

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑬

- **パートナーシップ構築宣言**
- <https://www.biz-partnership.jp/>
- 2020年に経団連などの経済団体及び関係大臣等が作る「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」が創設した、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、企業の代表者の名前で宣言してもらう仕組み。
- 2022年2月現在約6,179社が宣言済み。

はじめに パートナーシップ構築宣言とは

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、我が国の経済は大きな影響を受けています。このような厳しい経済情勢の下では、リーマンショック時のような取引条件の「しわ寄せ」が懸念されます。

また、依然として、中小企業では人との接触機会を減らすテレワークが普及していません。このため、取引先が連携して、テレワークの導入や共通取引基盤（EDI（Electronic Data Interchange））の構築を進めていく必要があります。

こうした課題に対応するため、2020年5月18日に経団連会長、日商會頭、連合会長及び関係大臣をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催しました。

本会議では、厳しい経済状況を乗り越えるためにも、新たに「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入することで、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築することで合意しました。

「宣言」には、
① サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携、
② 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守、
を盛り込んで頂くことにより、感染症危機下においても、中小企業の事業継続と取引適正化を後押ししていくこととしています。

また、「宣言した企業の取組を「見える化」するため、（公財）全国中小企業振興機関協会の運営するポータルサイトに、「宣言」を掲載します。

多くの企業経営者の方々が「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表して頂けるよう、よろしく願い申し上げます。

23

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑭

- **減点要件**
- (1) 申請時点において、過去3年間に、類似の補助金の交付を1回受けた場合→2回以降の場合申請不可（S11参照）
- **実効性担保（補助金返金の条件—一部、もしくは全額）（公募要領P12～13）**
- (1) 申請時点で、申請要件を満たす賃金引上げ計画を策定していなかったことが交付後に発覚した場合
- (2) 事業計画終了時に、給与支給総額の年率平均1.5%以上増加目標が達成できていない場合。ただし、付加価値額が目標通りに伸びなかった場合など救済処置あり。
- (3) 事業計画の每期終了時点において、事業場内最低賃金の増加目標が達成できていない場合。ただし、付加価値が目標に達成しない場合や天災などの場合は救済処置あり。

24

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑱

□ その他注意点-1: 交付決定前

- 応募申請時点で補助事業の実施場所(工場、店舗等)が必要です(建物が建築予定、建築中は不可)。(公募要領P12)
- 事業の主たる課題の解決そのものを他社へ外注する場合は対象外です。(P13)
- 中古品は基準となる価格の決定が難しいため基本対象外です。3社以上から相見積もりが取れる場合は可となります。(P17,20)
- 設備投資以外の費用に関しては制限があります(機械装置・システム構築費以外は最大で500万円)。(P19)
- 実施期間内の販売を目的とした製品等の製造費用は対象外(P19)
- 事業に掛る自社の人件費(ソフトウェア開発等)は対象外。(P20)
- リース契約(借用)は対象ですが、補助金が出るのが対象となる期間のみ対象になります。(P17)

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

25

3. ものづくり補助金⑲

□ その他注意点-2: 交付決定前(一部採択決定後)

- 設備を外注先に導入して生産を委託する場合は対象外です。その外注先に申請してもらうことは可能です。(公募要領P18)
- 消費税は補助金算定時には入れないでください。(P20)
- 単価50万円以上の設備投資に関しては、金額の妥当性を証明する必要があります。相見積もりや随意契約をした理由書が必要です。(P20)

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

26

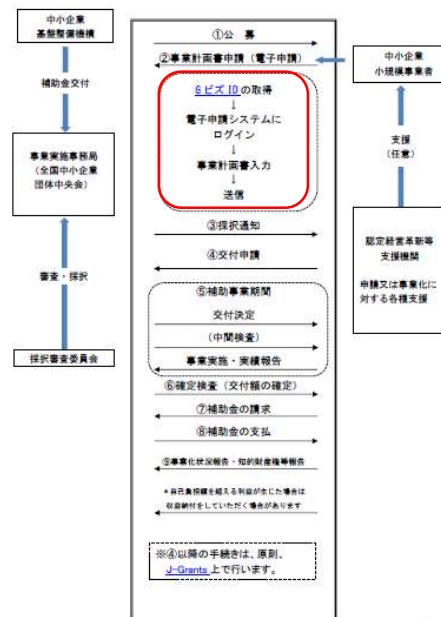
3. ものづくり補助金⑳

□ その他注意点-3:交付決定後(P21-22)

- 交付後に事業の変更、中止は事務局の許可が必要です。
- 事業終了後30日以内もしくは事業期間終了後に報告書の提出が必要です。その後5年間の報告書の提出が必要です。
- その5年間に補助金で投資した設備を処分する場合は事務局の許可が必要です。
- 交付決定日前、事業期間終了後の発注、購入、納品、支払いは対象外です。
- 支払いは銀行振り込みのみです。

3. ものづくり補助金㉑

□ 全体の流れ

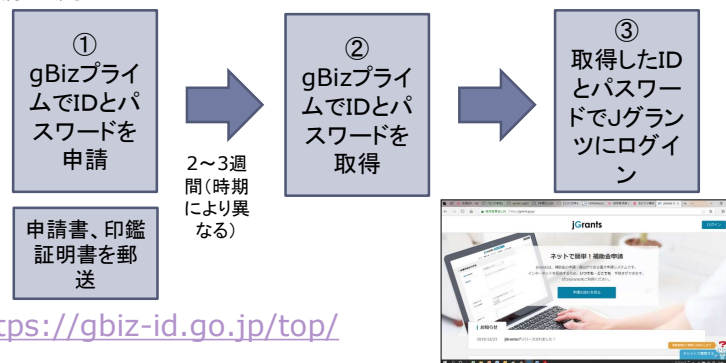


3. ものづくり補助金②②

	スケジュール(予定)
	①Jグランツにて事業計画申請(事前にgBizプライムでID、PWを取得)
	②申請書の作成
2022年5月11日(水)	③申請(電子システムへ入力)→締め切り日までに
2022年7月中旬	④採択決定⇒連絡⇒見積もり、納入スケジュール決定
	⑤交付申請
2022年8月末	⑥交付決定⇒連絡
	⑦機械等正式発注
	⑧機械等納入、検収⇒稼働開始
	⑨機械等代金支払い
2023年5月末～8月末	⑩事業期間終了→実績報告①(最長交付後10カ月/採択後12カ月) *事業期間を短くすれば実績報告・支払いも早くなります
	⑪確認検査⇒交付金の決定
2023年6月末～	⑫補助金請求⇒支払い
	⑬実績報告②～⑥(今後5年間)

3. ものづくり補助金②③

- 申請方法
- Jグランツ: 経済産業省が作成した補助金電子申請システム
- <https://jgrants.go.jp/>
- 申請の流れ



copyright©2020 nomoto partners all right reserved

30

3. ものづくり補助金⑳

□ 申請書類

	必要書類等	参考書類
1	事業計画書	参考様式1 その1・その2・その3:A4判10ページ以内
2	賃金引上げ計画表明書	様式1
3	2期分決算書	BS、PL、製造原価報告書、販管費明細、個別注記表
4	従業員数の確認資料	法人事業概況説明書/所得税青色(白色)申告決算書
5	個別必要資料	再生事業者:確認書 回復型賃上・雇用拡大枠:確定申告書 グリーン枠:様式2
6	加点項目(必要に応じて)	

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

31

3. ものづくり補助金㉔

□ 事業計画書

ファイル番号	提出書類	備考
No.1	①事業計画書 その1:補助事業の具体的取組内容	自由形式 A4 10ページ以内
	②事業計画書 その2:将来の展望	ページ目安: その1:5-6 その2:2-3 その3:2
	③事業計画書 その3:事業計画における付加価値等の算出根拠(右見本の赤枠内)	

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

(4) 具体的な内容

本1-補助事業の具体的な取組内容

① 本事業の目的・手段について、今までの自社での取組みの経緯・内容をはじめ、今回の補助事業で期待される効果もなければならぬ必要性を述べてください。また、目標を達成するため、主要な工程ごとの開発内容、材料や機械装置等を明確にしながら、具体的な目標及びその具体的な達成手段を記載してください(必要に応じて図表や写真等を用い具体的なかつ詳細に記載してください)。事業期間内に投資する機械装置等の型番、取得時期や技術の導入時期についての詳細なスケジュールの記載が必要となります。

② 応募申請する事業分野(「試作品開発・生産プロセス改善」又は「サービス開発・新提供方式導入」)に応じて、事業計画書(その1)の「事業の特色(その1)事業化の意図(その2)事業化の意図(その3)事業化の意図(その4)事業化の意図(その5)事業化の意図」の記載事項を詳細に記載してください。

③ 本事業を行うことによって、どのように他業と差別化し競争力強化が実現するかについて、その方法や仕組み、実施体制など、具体的に詳細に記載してください。

その2-将来の展望(事業化に向けた取組)と期待される効果

① 本事業の達成がもたらすと想定している具体的なユーザー・マーケット及び市場規模等について、その成果の強制的・性的な達成性・収益性や現在の市場規模も踏まえて記載してください。

② 本事業の成果の事業化意図(その1)事業化の意図(その2)事業化の意図(その3)事業化の意図(その4)事業化の意図(その5)事業化の意図について、目標となる時期・売上規模・量産化時の製品等の価格等について等量に記載してください。

③ 必要に応じて図表や写真等を用い、具体的に詳細に記載してください。

(補助事業に関連するクラウドファンディングの活用実績)

※プロジェクトを掲載したりしない(一般社団法人日本クラウドファンディング協会が提供するクラウドファンディングプラットフォーム「CAMPFIRE」にて掲載)してください。

その3-会社全体の事業計画

項目(%)	1年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	1年1月期	1年12月期	2年1月期	2年12月期	3年1月期	3年12月期	4年1月期	4年12月期	5年1月期	5年12月期
① 売上高										
② 営業利益										
③ 営業利益率										
④ 営業利益(注1)										
⑤ 人件費										
⑥ 減価償却費										
⑦ 固定資産										
⑧ 固定資産										
⑨ 固定資産										
⑩ 固定資産										

① 会社全体の事業計画(表)における「付加価値額」や「給与支給総額」等の算出については、算出根拠を明記してください。

② 本事業計画(表)で示した数値は、補助事業終了後には、事業化状況報告書において伸び率の達成状況の課題を行います。

※基準年度には、決算日が申請の締切日より6ヶ月以内の場合、締切日より前年(事業期)1年度の「見込み」の値で、決算日が申請の締切日より6ヶ月以内の場合は、締切日より前年(事業期)1年度の「実績」の数字を入力ください。前年度の前年(前年度)の値は、フォローアップ時に、業績の改善に働きかけて、付加価値額や給与支給総額等の伸び率の達成状況を報告します。

32

3. ものづくり補助金②⑥

□ 「事業計画書 その1・その2」作成時のポイント

1. 補助金事業の目的に合わせる

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い生産性を向上させるための設備投資等を支援します。

2. 新しい事業として成立させるための要素を入れる



3. ものづくり補助金②⑦

3. 審査項目を必ず入れる(公募要領P26～27)

(1)技術面

①-新製品・新技術・新サービスの革新的な開発となっているか？

つまり⇒「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」や「特定ものづくり技術分野-12分野-の高度化」に沿った取り組みであるか？

②-(1)開発における課題が明確になっているか？

②-(2)新事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか？

③-(1)課題の解決方法が明確、妥当か？

③-(2)その結果優位性が見込まれるか？

④-自社に新事業実施のための技術的能力はあるか？

3. ものづくり補助金⑳

(2) 事業化面

- ①-(1)最近の体制(人材、事務処理能力等)や財務状況は新事業を適切に支援できるか？
- ①-(2)金融機関からの十分な資金調達が見込まれるか？
- ②-(1)市場のニーズが考慮されているか？クラウドファンディングなどで検証しているか？
- ②-(2)新事業のユーザー、マーケット、市場規模は明確か？
- ③-(1)新事業が价格的・性能的に優位性を有しているか？
- ③-(2)さらに収益性を有しているか？
- ③-(3)事業化の遂行方法は妥当か？
- ③-(4)事業化のスケジュールは妥当か？
- ④-付加価値額、経常利益目標の達成のための費用対効果は充分か？

35

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金㉑

(3) 政策面-1

- ①地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業を積極的に展開することが期待できるか？
- ②ニッチ分野において、適切なマーケティング、独自性の高い製品・サービス開発、厳格な品質管理などにより差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性を有しているか？
- ③異なるサービスを提供する事業者が共通のプラットフォームを構築してサービスを提供するような場合など、単独では解決が難しい課題について複数の事業者が連携して取り組むことにより、高い生産性向上が期待できるか？異なる強みを持つ複数の企業等(大学等を含む)が共同体を構成して製品開発などを行うなど、経済的波及効果が期待できるか？また、事業承継を契機として新しい取り組みを行うなど経営資源の有効活用が期待できるか？

36

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金③⑩

(3)政策面-2

④先端的なデジタル技術の活用、低炭素技術の活用、環境に配慮した事業の実施、経済社会にとって特に重要な技術の活用、新しい美自演すモデルの構築等を通じて、我が国のイノベーションを牽引し得るか？

⑤ウイズコロナ・ポストコロナに向けた経済構造の転換、事業環境の変化に対応する投資内容であるか？また、成長と分配の好循環を実現させるために、有効な投資内容となっているか？

⑥グリーン枠のみ(様式2)：

・炭素生産性を向上させるための課題が明確になっており、温室効果ガスの排出削減等に対して有効な投資となっているか？

・設備投資の効果が定量的に示されており、その算出根拠が妥当なものとなっているか？また、本事業の目標に対する達成度の考え方、見込みが明確に設定されているか？

・温室効果ガスの排出削減、エネルギー消費削減等に資する継続的な取り組みが実施されているか？

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

37

3. ものづくり補助金③⑪

4. その他の申請書作成時のポイント

①**分かり易く**記載する: 単語、表現等一審査委員は業界の素人

②**図表や写真**を多く使う

③**可能な限り実名入り**で(競合、顧客、社員)

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

38

3. ものづくり補助金③②

□ 「事業計画書 その3」作成時のポイント

①付加価値計算時に計算間違いに注意！

- a) **基準年の直近期末**からの伸び率を計算する(前年比ではない)
- b) 3年間で9%アップならOK(毎年3%アップでなくてOK)
- c) **四捨五入の9%はダメ**

②図表に下に**数字の根拠**を入れる！！

その3：会社全体の事業計画 (単位：円)

	基準年度 〔年 月期〕 ※	1年後 (補助金事業実施 年度末) 〔年 月期〕	2年後 〔年 月期〕	3年後 〔年 月期〕	4年後 〔年 月期〕	5年後 〔年 月期〕
①売上高						
②営業利益						
③営業外費用						
経常利益(②-③)						
④人件費						
⑤減価償却費						
付加価値額(②-④-⑤)						
伸び率(%)						
⑥設備投資額						
⑦給与支払総額						
伸び率(%)						

3. ものづくり補助金③③

□ 申請書記載例

□ その1:目安:5 - 6ページ

* 具体的な取り組み内容

(1) 当社の概要

- ① 当社の沿革
- ② 当社の現状
(事業内容、組織、売上推移)
- ③ 当社の特徴、強み
- ④ 当社の課題

(2) 新事業の取り組み

- ① 計画した背景
顧客・社会ニーズ・課題
- ② 新事業の概要
目的・ターゲット

- ③ 設備の内容: 具体的に
- ④ 新事業開始時の課題
技術、コスト、納期
- ⑤ 課題を解決する方法
当社の強み(ノウハウ等)
- ⑥ 競合への優位性
- ⑦ 目標(成功とする根拠)
- ⑧ 実施スケジュール(補助事業期間終了まで)
- ⑨ 新事業実施体制(社内外)
組織体制、資金調達
- ⑩ 中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドラインとの関連(P15参照)

3. ものづくり補助金③④

□ 申請書記載例

□ その2:目安:2-3ページ

* 将来の展望(成果の内容、期待効果)

(1)市場ニーズと新事業について

- ①市場状況
- ②ニーズ、ユーザーの規模
- ③CF等の活用による市場性チェック

(2)事業化スケジュール(3/5年後まで)

- ①補助事業期間
具体的施策と実施スケジュール
特に前述した開発スケジュール以外
- ②事業化後のスケジュール(3/5年後)

(3)費用対効果の証明

- ①販売価格、販売計画
販売価格・機能等が受け入れられるか！！
- ②売上、利益(付加価値、経常利益)の根拠
- ③費用(販促費、人件費、減価償却費等)
- ④事業計画と費用対効果

(4)地域への貢献等

- ①他企業の見本となりうる点
- ②地域経済への貢献
- ③グローバル市場への可能性
- ④環境への配慮、持続可能性⁴¹

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金③⑤

□ 申請書記載例

□ その3:目安:1ページ

* 会社全体の事業計画

(1)事業計画の実現可能性

基準年度から5年後までの事業計画に関して、数字の根拠を示す。
その2の内容と重なっても構わないが、簡潔にまとめる。

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

42

3. ものづくり補助金③⑥

□ その他ポイント

- 過去の成功事例を見て参考にする。以下は東京都中小企業団体中央会の例

<https://www.tokyochuokai.or.jp/flash/1542-2017-12-15-07-53-42.html>

- 過去の採択された案件の事業計画名一覧を見て参考にする。以下は東京都中小企業団体中央会の例。

<https://www.tokyochuokai.or.jp/sienseido/jyoseijigyou/monozukurihojyokin.html>

43

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金③⑦一まとめ(1)

項目	内容
補助金額・補助率	通常枠:100~1,250万円 1/2(中規模), 2/3(小規模) 拡大・デジタル枠:100~1,250万円 2/3(全社) グリーン枠:100~2,000万円 2/3(全社)
基本要件 (3~5年事業計画 作成)	①給与支給総額:年平均1.5%以上アップ ②事業所内最低賃金:地域最低賃金+30円以上 ③付加価値:年平均3%以上アップ
補助経費	①機械装置・システム構築費(50万円以上) ②その他付随費用
加点項目 (複数項目可)	①経営革新計画、②-1創業5年以内、②-2パートナーシップ構築宣言、②-3再生事業者、②-4デジタル様式3 ③事業継続力強化計画 ④-1給与総額+最低賃金 ④-2被用者保険適用拡大任意適用
受付締切(10次)	⑤2022年5月11日(水)17時

44

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金③⑧—まとめ(2)

□ 採択のためのポイント

- ①政府の期待(主旨、政策方針)に沿える計画になっている
- ②明確なストーリー:新製品、新サービス導入のための設備投資



↑設備投資が解決手段にならないように!

- ③加点項目がある:経営革新計画等、できれば2つ、最低1つ
- ④減点項目がない

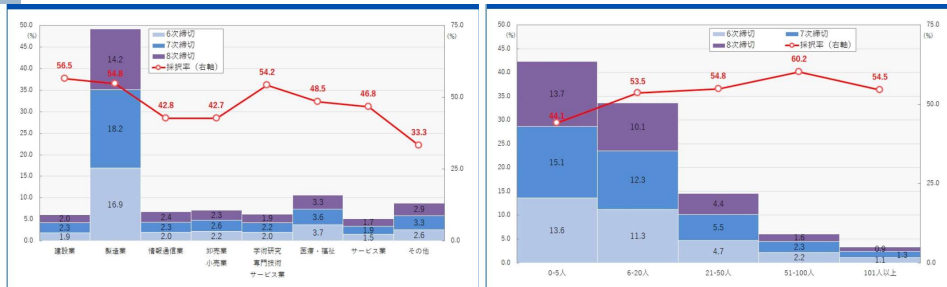
copyright©2020 nomoto partners all right reserved

45

3. ものづくり補助金③⑨—6~8次傾向(1)

□ ものづくり補助金総合サイト・データポータルより

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/dataportal.html>



＜申請者の業種＞
製造業が圧倒的に多く、採択率も高い

＜申請者の規模(従業員数)＞
小規模事業者でなくても採択率は大きく落ちない

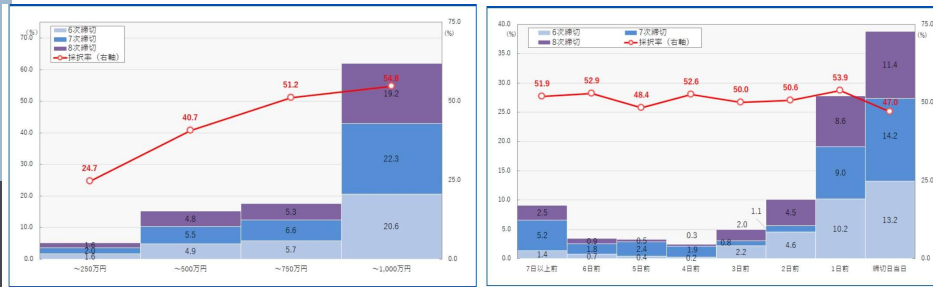
copyright©2020 nomoto partners all right reserved

46

3. ものづくり補助金④①—6～8次傾向(2)

□ ものづくり補助金総合サイト・データポータルより

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/dataportal.html>



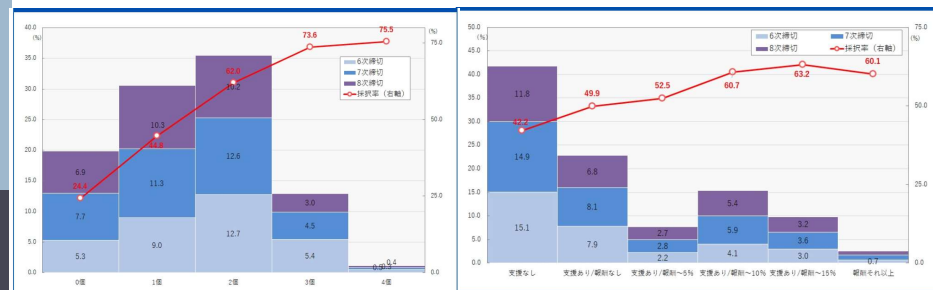
＜補助金の申請額＞ 750万円以上が最も多く、採択率も最も高い
 ＜申請のタイミング＞ 締切日申請が最多だが採択率は低下

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金④①—1～8次傾向(3)

□ ものづくり補助金総合サイト・データポータルより

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/dataportal.html>



＜加点項目の数＞ 加点が2つで採択率62.0%、3つで73.6%
 ＜支援者の関与＞ 支援者がある方が採択率は高い

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

48

4. その他補助金①

- 小規模事業持続的発展支援事業(小規模事業者持続化補助金)
- サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)

上記2補助金に関しては2022年度の詳細がまだ発表されていませんので、当プレゼンテーションではご紹介できませんが、ご了承ください。詳細が発表され次第ご紹介させていただきます。

49

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

5. 弊社支援内容①

- 支援内容

①事業計画申請書作成

②採択決定後の支援

例:①交付申請用書類作成から補助金支払いまで

②交付申請用書類作成から5年間の実績報告書類作成まで

*** 採択後は各都道府県事務局から担当者が付き、書類作成方法を指導してくれます。**

*** 事務局との対応は全て事業者様になります(規則により)。**

③経営革新計画等の作成及び申請支援

50

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

5. 弊社支援内容②

□ 支援スケジュール

- ①資料の説明及び支援の決定
- ②インタビュー第1回目(約2時間)
- ③インタビュー第2回目(約1時間)
- ④計画書作成
- ⑤御社での電子申請支援

51

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

5. 弊社支援内容③

□ インタビューの流れ

以下の流れでインタビューさせていただきます。

- ①御社の成り立ち
- ②御社を取り巻く環境—競合の状態を含む
- ③御社の現状(事業、財務、組織)
- ④御社の事業内容と強み、弱み
- ⑤御社の事業の方向性
- ⑥今回の新事業のための設備投資等の内容とその効果
- ⑦御社の将来の計画(最低5年間)

この流れのインタビューの中で必要な全ポイントをお聞きしていきます。

52

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

5. 弊社支援内容④

- 事前に用意して頂きたい資料
- ①決算書1期分(BS、PL、製造原価報告書、販管費明細、個別注記)
- ②会社パンフレット(ウェブサイトでもOK)
- ③購入予定設備のパンフレット
- ④同上の見積書(相見積もりもあれば)
- ⑤組織図
- ⑥過去の補助金申請書や経営改革計画等の認定書
- ⑦その他御社の説明に必要と思われる資料

5. 弊社支援内容⑤

- 支援の手数料
- 弊社ウェブサイトをご確認ください。
- <https://www.nomoto-partners.com/%E4%BE%A1%E6%A0%BC%E8%A1%A8/>

6. 質疑応答

- ご不明な点があれば何でもお聞きください。

ご清聴ありがとうございました

4. その他補助金②

- サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)
- 〈通常型〉補助率:1/2以内
 - A類型(1つ以上のプロセス):30~150万円
 - B類型(4つ以上のプロセス):150~450万円
- 〈低感染リスク型ビジネス枠〉補助率:2/3以内
 - C類型-1/2(2つ以上のプロセス):30~300/300~450万円
 - D類型-2(2つ以上のプロセス):30~150万円
- バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得に繋がるITツールが対象
- ①労働生産性が1年目3%以上、3年目で9%以上向上する計画の作成
- ②給与総額1.5%向上、最低労働賃金+30円(A類型以外)等が必要
- 補助金ホームページに登録、公開されているITツールが対象
- 登録されたIT導入支援事業者(ITベンダー)が申請支援をする
- 申請締切:2021年4月上旬~(予定)

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

57